

吸収合併に関する事後備置書類

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に規定する書面)

2025 年 2 月 25 日

株式会社日本トリム

2025 年 2 月 25 日

大阪市北区大淀中一丁目 8 番 34 号
株式会社日本トリム
代表取締役社長 田原 周夫

当社は、2024 年 12 月 2 日付で株式会社トリムメディカルホールディングス（以下、「TMH」）との間で締結した合併契約に基づき、2025 年 2 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、TMH を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」）を行いました。

本吸収合併に関し、会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 本吸収合併が効力を生じた日

2025 年 2 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における各手続の経過

（1）本吸収合併の差止請求

TMH は、当社の完全子会社であったため、反対株主の差止請求について、該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求

TMH は、当社の完全子会社であったため、反対株主の株式買取請求について、該当事項はありません。

（3）新株予約権買取請求

TMH は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

（4）債権者の異議

TMH は、会社法第 789 条第 2 項及び 3 項に従い、2024 年 12 月 16 日付の官報により債権者に対して公告を行いました。が、申述期限までに同条第 1 項に基づく異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収合併存続会社における各手続の経過

（1）本吸収合併の差止請求

本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併に該当するため、反対株主の差止請求について、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併に該当するため、反対株主の株式買取請求について、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び 3 項に従い、2024 年 12 月 16 日付の官報及び電子公告により債権者に対して公告を行いました。申述期限までに同条第 1 項に基づく異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本吸収合併の効力発生日をもって、TMH から資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

別紙のとおりです。

6. 吸収合併の登記をした日

2025 年 2 月 7 日付で登記手続きを完了しております。

7. 上記のほか、本吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

(別紙)

会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が

備え置いた書面に記載された事項

吸収合併に関する事前備置書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく事前備置書面)

2024 年 12 月 16 日

株式会社トリムメディカルホールディングス

2024 年 12 月 16 日

大阪市北区大淀中一丁目 8 番 34 号
株式会社トリムメディカルホールディングス
代表取締役 田原 周夫

株式会社トリムメディカルホールディングス（以下、「吸収合併消滅会社」）及び株式会社日本トリム（以下、「吸収合併存続会社」）は、取締役会の決議を経て、両者間で 2024 年 12 月 2 日付合併契約書を締結し、2025 年 2 月 1 日を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」）を行うことといたしました。よって、ここに本合併に関する事前開示をいたします。

なお、本合併は完全親子会社間の無対価合併につき、吸収合併存続会社においては会社法第 796 条第 2 項に定める簡易合併、吸収合併消滅会社においては会社法第 784 条第 1 項に定める略式合併となります。

1. 吸収合併契約の内容

別紙 1 のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、本合併において合併対価の交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権の対価の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

別紙 2 のとおりです。

6. 吸収合併存続会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

7. 吸収合併消滅会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

8. 債務の履行の見込みに関する事項

本合併効力発生日後の吸収合併存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併効力発生日以後も、吸収合併存続会社の収益及びキャッシュフローの状況につき、吸収合併存続会社による債務の履行に支障を及ぼすような事象は、現在のところ想定されておりません。従いまして、本合併効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みはあると判断しております。

9. 備置き開始後の変更に関する事項

事前開示開始日後に上記に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項を直ちに開示いたします。

以上

(別紙1)

吸収合併契約書

株式会社日本トリム（本店：大阪市北区大淀中一丁目8番34号。以下「甲」という。）及び株式会社トリムメディカルホールディングス（本店：大阪市北区大淀中一丁目8番34号。以下「乙」という。）は、次のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、吸収合併（以下「本合併」という。）をし、これにより、乙は、効力発生日において、その資産、負債その他の権利義務を引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第2条（合併対価の交付及び割当て）

甲は乙の全株式を所有しているため、本合併に際して新株式の発行を行わず、一切の対価を交付しない。

第3条（増加すべき資本金及び準備金の額等）

甲は、本合併に際して、資本金、資本準備金及び利益準備金の額を増加しない。

第4条（効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、令和7年2月1日とする。但し、本合併の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第5条（合併契約承認株主総会）

1. 甲は、会社法第796条第2項に基づく簡易合併により、株主総会における本契約の承認決議を経ることなく本合併を行う。

2. 乙は、会社法第784条第1項に基づく略式合併により、株主総会における本契約の承認決議を経ることなく本合併を行う。

第6条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日後効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、あらかじめ甲及び乙が協議し合意の上、これを行う。

第7条（本契約の条件の変更及び解除）

本契約締結日後効力発生日に至るまでの間において、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は協議し合意の上、本合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第8条（本合併及び本契約の効力）

本契約は、法令等に定められた本合併の実行に必要な関係官庁の許認可等が得られない場合は、その効力を失う。

第9条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

本契約締結の証として、本契約書1通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、甲が原本を、乙がその写しをそれぞれ保有する。

令和6年12月2日

（甲）大阪市北区大淀中一丁目8番34号

株式会社日本トリム

代表取締役 田 原 周 夫

（乙）大阪市北区大淀中一丁目8番34号

株式会社トリムメディカルホールディングス

代表取締役 田 原 周 夫

事業報告 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当社グループは、“快適で健康なヒューマンライフの創造に貢献する”という企業理念のもと、健康・医療をメインテーマに、事業を展開しております。電解水素水、電解水透析、再生医療関連等の事業を通じて、ひとびとのWell-beingに貢献することが我々の使命です。「社会はいつでも我々の製品を必要としている」をスローガンに、サステナブルな社会の実現に貢献し、当社グループの持続的な企業価値向上、株主価値向上を果たしてまいります。

当連結会計年度における当社グループの売上高は20,414百万円（前期比13.7%増）となり、過去最高となりました。営業利益は3,080百万円（同29.5%増）、経常利益は3,227百万円（同28.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,150百万円（同30.6%増）となりました。

また、2023年5月11日に公表しました業績予想に対しましては、売上高は業績予想比103.1%、営業利益は同113.3%、経常利益は同113.2%、親会社株主に帰属する当期純利益は同115.0%と、予想以上の好調な結果となりました。

コロナ禍の収束により整水器販売部門が回復し、グループ事業では、インドネシアでボトルドウォーター事業を展開するPT.SUPER WAHANA TEHNOや再生医療分野のステムセル研究所が過去最高売上高を更新するなど、総じて順調な状況にあり、当社グループは新たな成長期に入ったと考えております。

当社グループは、2027年3月期 連結売上高320億円を目標とし、その実現並びに中長期的な企業価値向上を目指し、以下の3点を重点的に取り組んでおります。

1. 主事業である整水器販売事業の直接販売部門の効率化を伴う量的拡大
2. 整水器販売事業の卸・OEM部門における海外展開の拡大
3. 世界に先駆けた電解水透析の普及と、保険適用も視野に入れた研究開発等の活動

2025年3月期につきましては、売上高22,800百万円（前期比11.7%増）、営業利益3,570百万円（同15.9%増）、経常利益3,700百万円（同14.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益2,470百万円（同14.9%増）と、売上高過去最高のさらなる更新とともに、営業利益、経常利益においても過去最高の更新を計画しております。

当社は、資本政策の基本方針としてROE（自己資本利益率）10%以上を目標指標とし、DOE（株主資本配当率）3%を基準に、業績に多大な影響を及ぼすことがない限り、財務健全性を確保しながら累進的な配当を実施することといたしております。

当期のROEは、9.9%となりました。次期につきましては10.6%を計画しております。

配当につきましては、1株当たり85円（DOE 3.0%）の配当を実施する予定です。次期の配当予想につきましては、1株当たり85円から10円増配して95円（DOE 3.1%）としております。

セグメント別の業績は以下のとおりであります。

[ウォーターヘルスケア事業]

国内の整水器販売事業では、当連結会計年度の整水器売上高が9,020百万円（前期比12.9%増）となりました。

職域販売部門では、営業活動が正常化し、セミナー開催数がコロナ禍前の水準に回復してきたことに加え、スポーツ分野、美容分野における販路開拓が引き続き順調に進捗しております。前期より注力しております営業人員の増員は、人材紹介会社との連携強化によって当社の要求に叶う新規採用が進み、漸く目標とする体制の目途がたってきました。取付・紹介販売部門では、ユーザー向けのイベントを再開し、ユーザーからの新規紹介に注力しております。店頭催事販売部門におきましては、展示会の開催数及び来場者数がコロナ禍前の水準に戻ってきており、業績は回復してきております。

卸・OEM部門におきましては、売上高が1,300百万円（前期比52.8%増）と大幅に伸長いたしました。コロナ禍の収束により既存OEM先への販売支援活動を活発に展開できるようになったことや、新規取引が順調に立ち上がったことなどにより、国内向け出荷数が回復してまいりました。海外向けにつきましては、ベトナム向けの出荷が伸長する一方、香港、フィリピン向けの取引がスタートしました。現在、さらに他のアジア諸国での具体的な商談が進んでおり、今後、海外向け取引は拡大してまいります。

WEBマーケティング部門では、現在の売上規模は安定的に維持できる水準となっております。さらに業績を伸長し、次のステージアップをはかるべく、引き続き自社メディアの育成に注力するとともに、販売プロセス効率化による購買率向上に取り組んでおります。

ストックビジネスである国内カートリッジ販売につきましては、昨年4月に実施した価格改定が寄与し、当連結会計年度の売上高は5,348百万円（前期比5.8%増）となりました。

海外では、インドネシアのボトルドウォーター事業を展開するPT.SUPER WAHANA TEHNOの売上高が2,267百万円（前期比38.4%増）となり、過去最高の売上高を記録しました。利益面では、同社初のテレビCMを始めとしたプロモーションへの先行投資により第3四半期までは赤字の進捗でしたが、昨年1月に実施した卸ルート的大幅変更及び上述のプロモーション強化が狙い通りの成果を発揮し、通期の営業利益は98百万円となりました。同社では、売上高1兆ルピア（96億円、1ルピア=0.0096円）の長期目標を現地パートナーのシナルマスグループと掲げております。次期につきましては、売上高を更に伸長させながら、将来を見据えた先行投資を引き続き積極的に展開していく方針です。

研究開発においては、神戸大学との共同研究講座「エッセンシャルヘルスケア科学共同研究講座」を始め、理化学研究所、東京大学、東北大学、早稲田大学等と、電解水素水の効果とその機序解明とともに新たな事業シーズ探索を目的とした共同研究を引き続き進めております。本年1月に、東北大学大学院医学系研究科、聖路加国際病院とともに、2006年から行ってきた電解水素水による包括的腎臓病対策研究の成果に関する総説論文を出版社MDPI（本社：スイス）の「Antioxidants」誌にて発表しました。また、3月には理化学研究所と、電解水素水の抗酸化、抗炎症、鎮痛効果、抗疲労効果、抗細胞死効果、抗糖尿病効果、抗腫瘍効果といった多様な利点に関するこれまでの研究成果をもとにした総説論文を同紙に発表しております。さらに現在、4報の論文を投稿中、2報を投稿準備中です。

以上の結果、ウォーターヘルスケア事業の売上高は17,777百万円（前期比13.5%増）、セグメント利益は2,688百万円（同26.2%増）となりました。

[医療関連事業]

電解水透析(*1)事業では、当期に導入を見込んでいた4施設が、施設側の事情で次期以降に延びたことなどにより、徳洲会グループ・湘南鎌倉総合病院及び東京ネフロクリニックの2施設への多人数用機の導入にとどまった結果、売上高は60百万円（前期比48.0%減）となりました。現在、腎臓関連の学会、各地の臨床工学技士会でのセミナー展開など、活動域拡大による認知向上、代理店との連携強化による新規案件開拓、また透析患者の方々への認知向上を目的とした広報活動など、電解水透析普及拡大に向けた基盤構築に注力しております。

学術面では、本年7月7日に、「電解水透析の臨床導入から15年、～電解水透析第2章始動～」というテーマで第1回電解水透析研究会・学術集会が開催される予定です。電解水透析に関する認知、理解がさらに進み、電解水透析普及促進の大きな後押しになるものと考えております。

電解水透析は、透析患者のWell-beingに大きく寄与できる革命的な技術であり、引き続きエビデンス強化と透析装置の改良に取り組み、次世代のグローバルスタンダード療法としての普及拡大を目指します。

(*1)電解水透析とは、透析治療で使われる透析液の希釈水を、当社の技術による電解RO水にすることで、透析液に水素を溶存する特性を持たせた次世代新規治療法。世界で初めて溶媒である水の機能に着目した従来にない技術です。通常透析と比べ、治療後の投薬量減少や透析患者の粗死亡率が低いというデータを取得しており、注目を集めております。

再生医療関連事業では、株式会社ステムセル研究所（東証グロース、証券コード：7096）が過去最高収益を達成いたしました。同社の主事業である、出産時にのみ採取可能な「さい帯血」や「さい帯」を将来の再生医療に備えて保管する「細胞バンク事業」におきまして、コロナ禍中に制限されていたリアル・マーケティングが大きく回復し、デジタルマーケティングとの相乗効果が上がったこと、より保管意義を高めるための新たなサービスを開始したことなどにより「細胞バンク事業」における検体の保管数が過去最高を更新しました。

「さい帯血」を用いた研究開発では、国内においては、高知大学医学部附属病院において脳性麻痺児に対する臨床研究が、大阪公立大学大学院医学研究科においては低酸素性虚血性脳症（HIE）児に対する臨床研究が進められております。米国においては、FDA認可のもとデューク大学で進められている、脳性麻痺児等へのさい帯血投与プログラムへ同社にさい帯血を保管されている方々が参加されるケースが増加しており、その結果も良好です。「さい帯」を用いた研究開発では、大阪大学大学院医学系研究科と新たな半月板治療方法の開発を、東京大学医科学研究所及び東京大学医学部附属病院との小児形態異常等の先天性疾患に対する治療法の開発を引き続き推進しております。

中国の病院事業につきましては、賃貸契約解除により移転が必要となったため現在休業状態にあります。当事業につきましては、既に投資総額について持分法による投資損失を計上しており、連結業績への影響はございません。

以上の結果、医療関連事業の売上高は2,636百万円（前期比15.3%増）、セグメント利益は392百万円（同58.1%増）となりました。

②設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

③資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	2021年3月期 (第39期)	2022年3月期 (第40期)	2023年3月期 (第41期)	2024年3月期 (当連結会計年度) (第42期)
売上高 (百万円)	14,911	16,276	17,951	20,414
経常利益 (百万円)	2,357	2,091	2,515	3,227
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,523	1,940	1,646	2,150
1株当たり当期純利益 (円)	195.45	250.58	214.78	280.51
総資産 (百万円)	24,931	26,590	29,046	31,544
純資産 (百万円)	17,822	20,802	22,128	23,627
自己資本比率 (%)	69.8	74.5	72.4	70.7

(注) 第40期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第40期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権の 所有割合	主要な事業内容
株式会社トリムエレクトリックマシナリー	50,000 千円	100.0 %	電解水素水整水器等の製造
株式会社トリムライフサポート	30,000 千円	100.0 %	電解水素水整水器の取付及び アフターサービス
広州多寧健康科技有限公司	900 千 米ドル	100.0 %	電解水素水整水器等の輸入販売
PT.SUPER WAHANA TEHNO	35,640 百 万ルピア	50.0 %	ボトルドウォーターの製造販売
株式会社トリムメディカルホールディングス	10,000 千円	100.0 %	先進的医療関連事業を展開す る子会社の管理・運営
株式会社ステムセル研究所	704,805 千円	72.1 % [72.1 %]	細胞バンク事業
ストレックス株式会社	34,641 千円	54.0 % [54.0 %]	医薬研究用機器・医療関連機 器の製造販売
株式会社トリムメディカルインスティテュート	50,000 千円	98.0 %	電解水透析用逆浸透精製水製 造システムの販売

(注) 「議決権の所有割合」欄の[内書]は間接所有であります。

(4) 対処すべき課題

①経営方針

当社グループは、“快適で健康なヒューマンライフの創造に貢献する”という企業理念のもと、健康・医療をメインテーマに、事業を展開しております。電解水素水、電解水透析、再生医療関連等の事業を通じて、ひとびとのWell-beingに貢献することが我々の使命です。「社会はいつでも我々の製品を必要としている」をスローガンに、サステナブルな社会の創造に貢献し、当社グループの持続的な企業価値向上、株主価値向上を果たしてまいります。

その実現のため、短期的業績伸長はもとより、中長期的な視野に立った先行投資やイノベティブな取組みも進めます。

また、「資本効率性」、「株主還元」、「財務健全性」をバランス良く実現するとの資本政策の基本方針のもと、ROE（自己資本利益率）10%以上を目標指標とするとともに、DOE（株主資本配当率）3%を基準と定め、業績に多大な影響を及ぼすことがない限り、財務健全性を確保しながら累進的な配当を実施することとしております。

②対処すべき課題

当社グループは、以下のテーマを課題とし、その対策に取り組んでおります。また、SDGsの取組みとも連携し、持続的成長、企業価値向上を実現してまいります。

【i】ウォーターヘルスケア事業

A. 整水器関連事業につきましては、以下のとおりです。

当社は、現在の約85万件の整水器アクティブユーザー数を300万件とすることを目指しております。その早期実現のため、以下の課題に取り組んでおります。

(a) 販売

職域販売におきましては、「セミナー数×1セミナーあたりの販売台数」が実績の基本的な要素となり、セミナー数の増加および1セミナーあたりの販売台数の向上が業績拡大のための課題となります。セミナーにつきましては、これまで代理店である企業からの紹介をもとに展開してまいりましたが、現在、スポーツ、美容関連等の団体を起点とした展開にも注力しており、成果が上ってきております。1セミナーあたりの販売台数につきましては、営業トークを随時ブラッシュアップするとともに、営業ツールの見直し等、営業力の底上げに取り組んでおります。また、今後の業容拡大に備え、営業人員の増員にも取り組んでおります。

卸・OEM部門では、成長余地が特に大きな海外取引の新規開拓に注力してお

りますが、展開を更に大きく進めるためには、製品の海外での安全認証取得が不可欠なことから、その対応を進めております。

WEBマーケティングにも引き続き注力してまいります。適正な顧客獲得単価(CPA)を維持しながら業績を伸長させるため、自社メディアの強化および資料請求からの購買率の向上を課題として取り組んでおります。また、電解水素水、整水器の認知や理解向上にも寄与するものであり、既存の販売チャネルとのシナジーを念頭に、全体最適の展開を追求しております。

(b) 研究

電解水素水の普及促進には、科学的エビデンスが不可欠との理念のもと、30年以上に亘り、電解水素水の効果とその機序解明とともに新たな事業シーズ探索を目的として産学共同研究に継続して取り組んでおります。また、研究成果を業績向上の追い風とすべく、PR展開への連携も図っております。一方で、当社独自の電解技術の他分野への応用に向けた研究開発も進めており、その事業化にも取り組んでまいります。

(c) 製品開発

製品の普及拡大には、より幅広い消費者のニーズにあった高性能で汎用性の高い製品の開発が必須です。機能向上、使い易さ、デザイン、サイズ、コスト等、これまでの概念に囚われることなく、製品の開発、改良に取り組んでおります。また、飲用分野のみならず、電解水透析の医療分野や農業分野、工業分野などでの新たな事業開拓を目指した製品開発にも、産学共同研究とも連携して取り組んでおります。

(d) ブランディング

当社グループの成長を加速し、持続的成長を実現するためには、トリムブランドを構築することが必要です。当社グループは、グローバルなメディカルカンパニーへの飛躍を目指しており、メディカルカンパニーとしてブランディングされることで、主事業である整水器販売事業への大きな波及効果がのぞめると考えております。また、認知度向上を目的とした広報活動は勿論のこと、SDGsの重要性が増す中、従来から取り組んでいる浄水カートリッジのリサイクルをはじめ、当社グループだからこそできるSDGsにも取り組んでおります。

(e) サプライチェーン

ここ数年来、半導体をはじめとした部材の安定的な調達を維持することが厳しい環境にあります。その対策として、複数の仕入れ先を確保するとともに、製造部門、販売部門が密に連携をとって先の見通しの確度を上げ、先行した対応を実施しております。また、部材調達コスト上昇への対策として、2023年3月に整水器本体を、同4月に浄水カートリッジの値上げを実施いたしました。今後も市況によって柔軟に対応してまいります。環境や人権などSDGsの観点からの対

応につきましても、取引先と協力して進めてまいります。

【ii】医療関連事業

A. 電解水透析事業につきましては、以下のとおりです。

(a) 販売

多人数用電解水透析システム導入は、施設にとって設備投資となります。通常、透析用水作成装置は10年以上使用されることが多く、電解水透析システムの導入タイミングは、施設の新設時か経年劣化による装置の入替え時となり、時機を逸すると次の営業機会までのスパンが長くなります。より多くの商機を確保するため、透析学会以外にも腎臓関連の学会、各地の臨床工学技士会でのセミナー展開など活動域を拡大するとともに、代理店との連携強化により新規案件の開拓に注力しております。

(b) 研究

電解水透析の臨床研究につきましては、一般社団法人電解水透析研究会を中心に展開されています。本年7月7日に、第1回電解水透析研究会・学術集会が開催される予定で、研究体制は新たなステージへとステップアップします。電解水透析に関する認知、理解がさらに進み、普及促進の大きな後押しになるものと考えております。また、医療機器化も視野に、引き続き研究を推進してまいります。

(c) 製品開発

電解水透析システムをより多くの施設に導入いただくには、水の質、安定性はもちろん、システムの小型化やメンテナンス性の向上、コストも重要な要素です。今後、より普及を促進することを目指し、医療機器化も視野にさらなる改良、開発に取り組んでおります。

(d) サプライチェーン

サプライチェーンにつきましては、整水器事業と同様に、複数の仕入れ先を確保するとともに、製造部門、販売部門が密に連携をとって先の見通しの確度を上げ、先行した対応を実施するとともに、環境や人権などSDGsの観点からの対応につきましても、取引先と協力して進めてまいります。

B. 再生医療関連事業につきましては、以下のとおりです。

(a) さい帯血の保管事業

株式会社ステムセル研究所では、周産期の組織に由来する幹細胞を中心とした「細胞バンク事業」を主事業としております。この「細胞バンク事業」において、さい帯血の保管については、厚生労働省健康局より、「臍帯血取扱事業の届出」

の提出を要請されており、同社は今後も同省と協議しながら、適切に事業運営を行ってまいります。

(b) 細胞処理能力、細胞保管能力の増強

株式会社ステムセル研究所の主事業である「細胞バンク事業」においては、近年その需要が急激に高まってきており、「さい帯（へその緒）保管サービス」を含めた、出産に由来する組織由来の細胞（周産期組織由来細胞）等の採取、保管事業の拡大に備え、細胞処理能力、細胞保管能力の増強を行ってまいります。

【iii】新規事業

当社グループが持続的に成長していくためには、現在の主軸事業である整水器関連事業の他に、新たな事業軸を構築することが必要であると考えております。その一つとして最も注力しております医療関連事業の他、農業分野や工業分野でも電解水素水による新規事業の創出を目的とした研究開発に取り組んでおります。いずれも非常に大きな将来性がある分野です。今後も、グループ全体のシナジーを念頭に、将来性の見込める新規事業に対して先行投資を実施してまいります。

【iv】サステナビリティ

当社では、5つの重要領域（「健康・医療」「環境」「ひと」「社会」「サプライチェーン」）における9つのマテリアリティ（重要課題）を特定しております。企業活動を通じて、社会課題を解決していくべく鋭意取り組んでまいります。

【v】人財

当社グループが持続的な成長を実現するためには、多様な人財の登用、育成が必要です。中でも、女性の活躍は不可欠であると考えており、マテリアリティでもありますダイバーシティ&インクルージョンに取り組んでまいります。また、社員の生産性の向上や健全な労働環境づくりを目的に、代表取締役を責任者とした体制で「健康経営」を推進するなど、働き方改革にも取り組んでまいります。

【vi】ガバナンス

当社グループが持続的な企業価値向上を実現するためには、経営の健全性、公正性および透明性を高くすることが重要であると考えており、コーポレート・ガバナンスが適切に機能するための体制強化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援、ご鞭撻賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

事業部門	事業内容
ウォーターヘルスケア事業	電解水素水整水器等を中心とした健康機器販売及びそれに関連する付属品等の販売。ボトルドウォーターの製造販売。
医療関連事業	細胞バンク事業。国産細胞医薬品の開発。医薬研究用機器・医療関連機器の製造販売。電解水透析用逆浸透精製水製造システムの販売。

(6) 企業集団の主要な拠点（2024年3月31日現在）

①当社

名 称	所在地	名 称	所在地
本 社	大阪市北区	横浜営業所	横浜市港北区
東京オフィス	東京都千代田区	新潟営業所	新潟市中央区
大阪オフィス	大阪市北区	長野営業所	長野県長野市
札幌支社	札幌市中央区	静岡営業所	静岡市葵区
仙台支社	仙台市青葉区	浜松営業所	浜松市中央区
東京支社	東京都中央区	金沢営業所	石川県金沢市
名古屋支社	名古屋市中区	京都営業所	京都市下京区
広島支社	広島市中区	姫路営業所	兵庫県姫路市
高知支社	高知県高知市	山陰営業所	鳥取県米子市
福岡支社	福岡市博多区	岡山営業所	岡山市北区
青森営業所	青森県青森市	松山営業所	愛媛県松山市
宇都宮営業所	栃木県宇都宮市	長崎営業所	長崎県長崎市
高崎営業所	群馬県高崎市	熊本営業所	熊本市中央区
大宮営業所	さいたま市大宮区	鹿児島営業所	鹿児島県鹿児島市
千葉営業所	千葉市中央区	沖縄営業所	沖縄県那覇市

②子会社等の本社

名 称	所在地
株式会社トリムエレクトリックマシナリー	高知県南国市
株式会社トリムライフサポート	大阪市北区
広州多寧健康科技有限公司	中国・広東省
P T . S U P E R W A H A N A T E H N O	インドネシア・タンゲラン
株式会社トリムメディカルホールディングス	大阪市北区
株式会社ステムセル研究所	東京都港区
ストレッチス株式会社	大阪市北区
株式会社トリムメディカルインスティテュート	大阪市北区

(7) 従業員の状況（2024年3月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
663名	13名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 外務員は上記に含んでおりません。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
326名	1名増	43.46歳	13.65年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 外務員は上記に含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（2024年3月31日現在）

特記すべき事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 会社の株式に関する事項（2024年3月31日現在）

①発行可能株式総数	16,000,000株
②発行済株式の総数	8,097,922株
	(自己株式558,858株を除く)
③株主数	7,409名
④大株主	

株主名	持株数	持株比率
森澤 紳勝	3,350,580 株	41.3 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	758,200 株	9.3 %
株式会社日本カストディ銀行（信託E口）	432,900 株	5.3 %
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	298,700 株	3.6 %
日本トリム従業員持株会	116,579 株	1.4 %
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	77,136 株	0.9 %
三谷 禎秀	70,000 株	0.8 %
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	62,294 株	0.7 %
JPモルガン証券株式会社	60,383 株	0.7 %
佐々木 保典	59,300 株	0.7 %

- (注) 1. 当社は、自己株式を558,858株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、当該自己株式数には、「株式給付信託（J-ESOP）」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式432,900株を含んでおりません。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
3. 上記の大株主に記載の森澤紳勝氏の持株数は、本人及び親族が株式を保有する資産管理会社の株式会社ラボレムスが保有する株式数2,120,300株（26.1%）を含めた実質持株数を記載しております。

- ⑤当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

- ①当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ②当事業年度中に職務執行の対価として当社従業員等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

- ①取締役及び監査役の氏名等（2024年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼CEO	森澤 紳勝	
代表取締役社長	田原 周夫	
専務取締役	尾田 虎二郎	管理本部長
専務取締役	西谷 由実	営業本部長
取締役	亀井 美登里	埼玉医科大学 医学部社会医学 教授
取締役	大仁 邦彌	公益財団法人日本サッカー協会 最高顧問
常勤監査役	神崎 昭彦	
監査役	篠田 哲志	株式会社アーパネットコーポレーション 社外取締役
監査役	桑原 克介	

- (注) 1. 取締役亀井美登里氏及び大仁邦彌氏は、社外取締役であり、当社は両氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役篠田哲志氏及び桑原克介氏は、社外監査役であり、当社は両氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査役神崎昭彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。監査役篠田哲志氏及び桑原克介氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

②責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、被保険者の範囲を全ての役員・執行役員とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

当該保険の保険料は、すべて当社で負担しており、被保険者である各役員・執行役員による負担はありません。填補の対象は法律上の損害賠償金、争訟費用としております。

④取締役及び監査役の報酬等の額

イ.取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

・決定方針の決定方法

当社は、当社グループの持続的成長と企業価値向上を実現するために機能する報酬体系とすることを目的に、2021年2月26日開催の取締役会において、会社法第361条第7項の規定に基づき、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（以下、「決定方針」という。）を決議しております。なお、監査役の報酬額については監査役の協議のもと、限度額の範囲内で個別の報酬額を決定します。

・決定方針の内容の概要

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。その概要は以下のとおりです。

当社の取締役の報酬は当社グループの持続的成長及び企業価値向上を実現するために機能する報酬体系とし、取締役の報酬水準は、経済・社会情勢等を踏まえたものとするを基本方針とする。具体的には、a.基本報酬、b. 短期インセンティブ報酬としての賞与、c.中長期インセンティブ報酬としてのストック・オプションで構成する。

社外取締役については、経営への監督機能を有効に機能させるため、基本報酬のみとする。

今後、さらなる中長期の企業価値創造を引き出すため、固定報酬の割合を下げ、業績連動による報酬の新たな導入の検討を進める。

a.基本報酬

月例の固定報酬とし、役位及び担当する職務等に応じて決定する。
(退職慰労金を含む。)

b.短期インセンティブ報酬としての賞与

賞与の額及び支給の時期については、株主総会決議に従うことを前提に、代表取締役会長兼CEOが会社の業績、役位及び担当する職務等に応じて案を策定し、取締役会において決定する。

c.中長期インセンティブ報酬としてのストック・オプション

取締役に対し、中長期インセンティブ報酬としてのストック・オプションを付与する場合は、都度、その内容について取締役会で決議の上、株主総会に付議することとする。

・当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度の取締役の個人別報酬等の内容については、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が決定方針と整合していることを確認しており、決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の報酬の額は、1997年6月27日開催の第15期定時株主総会において年額200百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。監査役の報酬額は、1998年6月26日開催の第16期定時株主総会において年額30百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の基本報酬としての金銭報酬については、代表取締役会長兼CEOに取締役個人別の報酬額の具体的内容を委任し、代表取締役会長兼CEOにおいて決定しております。

理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役会長兼CEOが最も適していることによります。取締役会から委任を受けた代表取締役会長兼CEOが個人別の報酬等の額を決定するに際しては、株主総会決議に従うことを前提に、報酬水準の妥当性及び業績評価の透明性を十分配慮した上で決定することとしております。

なお、当社は取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しており、委任された内容の決定にあたり、事前に当該委員会に諮問し、その審議・答申を得ることとしております。

二．取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	退職 慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	135 (12)	131 (12)	－ (－)	－ (－)	4 (－)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	24 (7)	23 (7)	－ (－)	－ (－)	1 (－)	3 (2)
合計	160	154	－	－	5	9

(注) 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。

⑤社外役員に関する事項

- ・重要な兼職先と当社との関係
特記すべき事項はありません。
- ・当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	主な活動状況
社外取締役	亀井 美登里	19回中 19回	—	期待される役割に基づき、長年にわたる厚生労働行政に携わった豊富な経験と幅広い見識をもとに、コーポレートガバナンスについて独立した立場から監督に務めております。また、ダイバーシティや、公衆衛生対応等について助言を行っております。
社外取締役	大仁 邦彌	19回中 18回	—	期待される役割に基づき、長年にわたる公益法人運営に携わった豊富な経験と幅広い見識をもとに、コーポレートガバナンスについて独立した立場から監督に務めております。また、SDGsに関する施策等について助言を行っております。
社外監査役	篠田 哲志	19回中 19回	13回中 12回	議案審議等について、主に出身分野である金融機関を通じて培った知識・見地から、適宜発言を行っております。
社外監査役	桑原 克介	19回中 19回	13回中 12回	議案審議等について、主に出身分野である金融機関を通じて培った知識・見地から、適宜発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

①名称 有限責任 あずさ監査法人

②報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	30百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47百万円

- (注) 1. 当監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

~~~~~  
本事業報告中における金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在) (単位：千円)

| 科 目      | 金 額        | 科 目          | 金 額        |
|----------|------------|--------------|------------|
| (資産の部)   |            | (負債の部)       |            |
| 流動資産     | 14,044,401 | 流動負債         | 2,356,257  |
| 現金及び預金   | 8,365,895  | 買掛金          | 430,654    |
| 売掛金      | 3,903,684  | 未払金          | 569,402    |
| 有価証券     | 1,302,898  | 未払費用         | 90,863     |
| 製品       | 233,473    | 未払法人税等       | 570,549    |
| 前払費用     | 142,533    | 未払消費税等       | 182,504    |
| その他      | 96,985     | 賞与引当金        | 108,700    |
| 貸倒引当金    | △1,070     | その他          | 403,582    |
| 固定資産     | 7,036,960  | 固定負債         | 755,985    |
| 有形固定資産   | 2,670,679  | 株式報酬引当金      | 69,600     |
| 建物       | 285,559    | 役員退職慰労引当金    | 253,359    |
| 工具器具備品   | 101,791    | 退職給付引当金      | 334,601    |
| 土地       | 2,222,880  | その他          | 98,425     |
| その他      | 60,448     | 負債合計         | 3,112,243  |
| 無形固定資産   | 188,691    | (純資産の部)      |            |
| その他      | 188,691    | 株主資本         | 17,961,609 |
| 投資その他の資産 | 4,177,589  | 資本金          | 992,597    |
| 投資有価証券   | 1,020,829  | 資本剰余金        | 600,723    |
| 関係会社株式   | 1,816,380  | その他資本剰余金     | 600,723    |
| 長期貸付金    | 440,729    | 利益剰余金        | 19,816,608 |
| 繰延税金資産   | 313,970    | 利益準備金        | 248,149    |
| 差入保証金    | 268,640    | その他利益剰余金     | 19,568,459 |
| その他      | 351,071    | 任意積立金        | 8,970,000  |
| 貸倒引当金    | △34,033    | 繰越利益剰余金      | 10,598,459 |
|          |            | 自己株式         | △3,448,320 |
|          |            | 評価・換算差額等     | 7,509      |
|          |            | その他有価証券評価差額金 | 7,509      |
|          |            | 純資産合計        | 17,969,118 |
| 資産合計     | 21,081,362 | 負債純資産合計      | 21,081,362 |

(注) 本計算書類中の記載金額は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額     |            |
|-----------------------|---------|------------|
| 売 上 高                 |         | 15,369,928 |
| 売 上 原 価               |         | 4,008,143  |
| 売 上 総 利 益             |         | 11,361,785 |
| 販売費及び一般管理費            |         | 9,190,125  |
| 営 業 利 益               |         | 2,171,659  |
| 営 業 外 収 益             |         |            |
| 受 取 利 息               | 775     |            |
| 受 取 配 当 金             | 480     |            |
| 不 動 産 賃 貸 料           | 82,625  |            |
| 保 険 解 約 返 戻 金         | 5,305   |            |
| そ の 他                 | 34,891  | 124,078    |
| 営 業 外 費 用             |         |            |
| 支 払 利 息               | 395     |            |
| 貸 与 資 産 減 価 償 却 費     | 14,436  |            |
| 保 険 解 約 損             | 4,758   |            |
| そ の 他                 | 3,119   | 22,709     |
| 経 常 利 益               |         | 2,273,028  |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |         | 2,273,028  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 706,534 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △36,369 | 670,164    |
| 当 期 純 利 益             |         | 1,602,863  |

# 株主資本等変動計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

|                         | 株主資本    |          |         |         |           |            |            |
|-------------------------|---------|----------|---------|---------|-----------|------------|------------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金    |         | 利益剰余金   |           |            |            |
|                         |         | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金   | その他利益剰余金  |            | 利益剰余金合計    |
|                         |         |          |         |         | 任意積立金     | 繰越利益剰余金    |            |
| 当期首残高                   | 992,597 | 600,723  | 600,723 | 248,149 | 8,870,000 | 10,067,356 | 19,185,506 |
| 当期変動額                   |         |          |         |         |           |            |            |
| 任意積立金の積立                |         |          |         |         | 100,000   | △100,000   | －          |
| 剰余金の配当                  |         |          |         |         |           | △971,761   | △971,761   |
| 当期純利益                   |         |          |         |         |           | 1,602,863  | 1,602,863  |
| 自己株式の取得                 |         |          |         |         |           |            |            |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |          |         |         |           |            |            |
| 当期変動額合計                 | －       | －        | －       | －       | 100,000   | 531,102    | 631,102    |
| 当期末残高                   | 992,597 | 600,723  | 600,723 | 248,149 | 8,970,000 | 10,598,459 | 19,816,608 |

|                         | 株主資本       |            | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計      |
|-------------------------|------------|------------|------------------|----------------|------------|
|                         | 自己株式       | 株主資本合計     | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |            |
| 当期首残高                   | △3,448,032 | 17,330,794 | 3,563            | 3,563          | 17,334,358 |
| 当期変動額                   |            |            |                  |                |            |
| 任意積立金の積立                |            | －          |                  |                | －          |
| 剰余金の配当                  |            | △971,761   |                  |                | △971,761   |
| 当期純利益                   |            | 1,602,863  |                  |                | 1,602,863  |
| 自己株式の取得                 | △287       | △287       |                  |                | △287       |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |            |            | 3,946            | 3,946          | 3,946      |
| 当期変動額合計                 | △287       | 630,814    | 3,946            | 3,946          | 634,760    |
| 当期末残高                   | △3,448,320 | 17,961,609 | 7,509            | 7,509          | 17,969,118 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

|                   |                                          |
|-------------------|------------------------------------------|
| 子会社株式及び関連会社株式     | 移動平均法による原価法                              |
| 満期保有目的の債券         | 償却原価法（定額法）                               |
| その他有価証券           |                                          |
| （市場価格のない株式等以外のもの） | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| （市場価格のない株式等）      | 移動平均法による原価法                              |

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

|    |                                             |
|----|---------------------------------------------|
| 製品 | 総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定） |
|----|---------------------------------------------|

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

|                  |                                                                                                                                          |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 有形固定資産（リース資産を除く） | 定率法によっております。<br>ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。<br>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。<br>建物 15～47年 |
| 無形固定資産（リース資産を除く） | 定額法によっております。<br>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。                                                                           |
| リース資産            | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産<br>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。                                                                        |

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、翌事業年度の支給額のうち当事業年度対応額を計上する支給見込額基準によっております。

製品保証引当金

販売済製品の無償修理費用に備えるため、過去の実績率に基づく無償修理見込額を計上しております。

株式報酬引当金

従業員に対する将来の当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、支給見込額のうち当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（5年）に基づく定率法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

主に電解水素水整水器及びカートリッジの販売を行っております。電解水素水整水器の販売については、顧客との契約に基づく当該製品の販売及び修理保証サービスの提供が含まれており、それぞれ独立した履行義務として識別しております。

電解水素水整水器の販売については製品が着荷又は取付が完了し、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。電解水素水整水器に関する修理

保証サービスについては履行義務が時の経過に応じて充足されるため、保証期間にわたり均等按分し収益を認識しております。カートリッジの販売については製品が着荷し、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

また、取引の対価はいずれも概ね3か月以内に受領しており重要な金融要素は含まれておりません。なお、割賦販売による場合においても契約単位で重要性に乏しく金融要素の影響について約束した対価の額の調整は行っておりません。

電解水素水整水器の販売に関して取引価格の履行義務への配分額の算定にあたっては、製品原価と無償保証期間に発生が見込まれるコストにそれぞれの利益相当額を加算して独立販売価格の見積りを行っており、当該独立販売価格の比率に基づいて、取引価格をそれぞれの履行義務に配分しております。

電解水素水整水器の販売契約において、保証期間内に生じた製品の欠陥による故障に対して無償で修理又は交換を行う製品保証義務を有しております。当該保証義務は、製品が顧客との契約に定められた仕様に従って意図したとおりに機能するという保証を顧客に提供するものであるため、製品保証引当金として認識しております。なお、製品の保証期間の延長を行う場合、当該保証は別個の履行義務として取引価格を配分し、保証期間にわたり収益を認識しております。

#### (6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

## 2. 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

連結注記表「2. 追加情報」に記載している内容と同一のため、記載を省略しております。

## 3. 収益認識に関する注記

連結注記表「3. 収益認識に関する注記」に記載している内容と同一のため、記載を省略しております。

## 4. 貸借対照表に関する注記

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| (1) 関係会社に対する短期金銭債権 | 41,308千円  |
| 関係会社に対する長期金銭債権     | 420,139千円 |
| 関係会社に対する短期金銭債務     | 539,981千円 |

|                    |             |
|--------------------|-------------|
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額 | 1,059,598千円 |
|--------------------|-------------|

## 5. 損益計算書に関する注記

|           |            |             |
|-----------|------------|-------------|
| 関係会社との取引高 | 売上高        | 53,256千円    |
|           | 仕入高        | 4,051,239千円 |
|           | その他の営業取引高  | 1,288,386千円 |
|           | 営業取引以外の取引高 | 19,520千円    |

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

(単位：株)

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 991,667     | 91         | —          | 991,758    |

(注) 1. 普通株式の自己株式数には「株式給付信託 (J-ESOP)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式 (当事業年度期首432,900株、当事業年度末432,900株) が含まれております。

2. 増加の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加

91株

## 7. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|           |  |           |
|-----------|--|-----------|
| 繰延税金資産    |  |           |
| 貸倒引当金     |  | 10,741千円  |
| 賞与引当金     |  | 33,262千円  |
| 株式報酬引当金   |  | 21,297千円  |
| 役員退職慰労引当金 |  | 77,527千円  |
| 退職給付引当金   |  | 102,388千円 |
| 未払事業税     |  | 30,073千円  |
| 関係会社株式    |  | 31,678千円  |
| その他       |  | 48,944千円  |
| 繰延税金資産小計  |  | 355,913千円 |
| 評価性引当額    |  | △40,007千円 |
| 繰延税金資産合計  |  | 315,906千円 |
| 繰延税金負債    |  |           |
| その他       |  | △1,935千円  |
| 繰延税金負債合計  |  | △1,935千円  |
| 繰延税金資産の純額 |  | 313,970千円 |

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

| 属性  | 名称                           | 議決権の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者<br>との関係   | 取引の内容         | 取引金額      | 科目    | 期末残高    |
|-----|------------------------------|-------------------|-----------------|---------------|-----------|-------|---------|
| 子会社 | 株式会社トリム<br>エレクトリック<br>マシナリー  | 所有<br>直接100%      | 製品の仕入等<br>役員の兼任 | 製品仕入高<br>(注1) | 4,051,239 | 買掛金   | 429,995 |
| 子会社 | 株式会社トリム<br>メディカルホー<br>ルディングス | 所有<br>直接100%      | 資金の援助<br>役員の兼任  | 利息の受取<br>(注2) | 720       | 長期貸付金 | 400,000 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 株式会社トリムエレクトリックマシナリーは当社製品の製造子会社となります。製品の仕入については、製造原価を勘案して価格交渉のうえ、決定しております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

## 9. 1 株当たり情報に関する注記

|            |           |
|------------|-----------|
| 1 株当たり純資産額 | 2,344円30銭 |
|------------|-----------|

|             |         |
|-------------|---------|
| 1 株当たり当期純利益 | 209円11銭 |
|-------------|---------|

- (注) 株式給付信託（J-ESOP）の信託財産として株式会社日本カस्टディ銀行（信託E口）が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております（当事業年度432,900株）。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております（当事業年度432,900株）。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

株式会社 日本トリム  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 武久 善栄  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 河野 匡伸  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日本トリムの2023年4月1日から2024年3月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第42期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月16日

株式会社日本トリム 監査役会

常勤監査役 神崎 昭彦 ㊞

社外監査役 篠田 哲志 ㊞

社外監査役 桑原 克介 ㊞

以 上